

一、池長道雲と益田助左衛門

東都巨商の中名ある者は、池長道雲・益田助左衛門也。道雲は少年の頃より、黄檗の唐僧どもに付合候て、篆字を能書習、且彫印の工妙に至り候。秋間戲鉞といへども不可及ほどの精巧に候故、金澤に罷在富田大椿など、中々及申もにて無之候。則御城へ被爲召、朝鮮國王へ被遣候國書の御印も、此者彫申候。此者江戸御城被爲築候時分よりの町人にて、當時辰之口に先祖の家屋鋪候て、其頃は辰之口の邊、町並にて有之候と道雲申候。助左衛門は五靈膏屋也。白石の弟子にて詩を能く作り、田鶴樓と稱候は此者也。此者の先祖も、江戸御開基よりの町人にて、當時本町通は、其頃の町はづれにて候と、助左衛門申候。今の櫻田御門の邊迄、船着にて候。太田道灌の亭など有之、其門を泊船門と號し候。門泊東吳萬里船。と云句にて名づけ申候。且又今の傳通院邊に有之金剛坂に、金剛寺と云寺あり。道灌の木像あり。道灌存生の内に造れるよし。寺號元は香林寺と申て、梅花を植ゑたりとぞ。此寺道灌時代より于今、世々の火災をのがれ舊跡有之、柱はけやきの樹にて、見事なる

材木也。外の材木は取替候て、柱迄は其時代の舊物と相見え候よし。文仲秋之二日 鳩巢先生話

一、高島久之丞、大鳥一平を討つ

瑞龍公御代、ゆき三郎左衛門と云士あり。頼、ゆきは此字にて可有之御座候。此者元徳川家より逐電仕候ものにて候。大鳥一平と申者に候所、姓名を變じ、賀州に仕官し候。或時江戸より潜に申來り、一平儀不届ものに候間、打て可有御出との事也。山崎閑齋に御意にて、打取様の御相談有之候。一平元來力量有之もの故、色々と御相談有之候所、御兒小姓に高島木工工頭は久之丞と御次に罷在候が、卒爾に罷出で、三郎左衛門事は、私へ仕物に可被仰付候と願申候。せがれの分にて、沙汰の限なる儀申上候とて、散々に叱被成、御前を退出仕候。暫ありて久之丞又罷出、申上候は、只今は卒忽成儀願、無調法に奉存候。乍然思案仕候へば、彌仕物奉願候。御慈悲を以て、被仰付被下様に仕度候。左様に無御座候へば、私覺悟仕候。自滅可仕外は無御座候と申切候。左様に候は、隨分仕損じ申まじき由御意にて、御指料の御脇刺直に被下候。其儘一筆相調へ、御用の儀候間、早々登城可仕の旨申出候。

三郎左衛門長羽織致着用、無何意罷出候所、出向申候は、御手前事御意にて仕物にいたし候。覺悟可仕と言葉をかけ、抜打に仕候所、久之丞が右の拳をおつとり、ひたもの向様に押候て、柱にひしと押付申候。是は定て江戸より申來候故にて可有之候。然れば殿様へ御怨無之候。其方へは猶更恨も無之候。隨分能く仕廻候様にと申候て、手を放ち兩手をうしろさまへなし、きれ／＼と申候所、久之丞少し猶豫いたし候へども、たちかゝり突殺申、首を擧申候。三郎左衛門仕形を、其頃譽申候よし。此話御國にて、前年老人衆の咄にて承り、感じ入候故當地にて白石等參會の節咄候所、三郎左衛門仕形に能く似申事有之候とて、咄有之候。むかし關東へ行脚の高野ひじり三四人同道、東海道を通候の所、三歳許の嬰兒を懷きて、あゆみ參申婦人有之候。右同道のひじりの内一人申候は、今迄色々人をも殺し候得共それらは皆たて合申者故切能候。あの様に何の張合も無之ものは、何とも切被申まじく候と申候所、一人申候は何の手間も不入事、切てみせ可申とて、只一刀に切倒し候所、嬰兒は地へおち啼入候所に、跡も不見皆末へ通り候。扱箱

より見付、不便成事を仕たるものかなとて、右三歳の子は男子にてそだて置申候。そゝろに成候て人の申聞候は、其方の母は高野ひじり共の内、切殺して遁散候。母の仇とては高野ひじりに候旨申候を、少年より耳に聞入骨髄に徹し、無念に存じ候故、十三歳の年高野へ小姓奉公に罷出候へば、ひじり共寵愛し、酒宴の時分はかならず此小姓に酌を爲取て慰み申候。色々と耳を傾け候へども、聊左様の様子も無之候。十五歳に成候頃、三四人打寄酒盛仕候所、其内一人申候は、先年東海道にて小兒をいだき通り候女を、切殺申され候事は、扱も／＼能くは被仕候儀とて、口々に申候。其時彼者尋候は、それは何と申宿にての儀に候やと申候。兩々の所にて、あの人の手慰に候と、其者に指さして申候時、彼者側へ立寄申候は、拙者事は只今御咄の婦人の子にて候。其時三歳にて候。母の仇を報可申とて、此所に數年奉公いたし候。覺悟被仕候へとて、脇指を抜候所、彼僧推參成せがれめとて、取て押へ申候所、外二三人の者申候は、扱々ひききよう成申様に候。年にもたらぬものゝ、しかも母の仇を打申志を感じ不申、おとな氣なき仕形に候と